

結城市障害福祉計画（第7期）

結城市障害児福祉計画（第3期）

令和6年3月

結 城 市

は じ め に

本市においては、令和3年3月に「障害のある人もない人も互いに人格と個性を尊重し支え合えるまちの実現」を基本理念とした第3次結城市障害者プランを策定し、障害福祉に関する施策及び障害福祉サービス等の推進に努めてまいりました。



近年、障害のある方のサービスの利用が増加してきているほか、障害の重度化・高齢化、また、障害をベースにした介護や生活困窮などの他の課題を抱えている困難ケースも増えており、多様な福祉ニーズに対応できる環境整備の推進が求められています。

国においては、令和3年に「障害者差別解消法」及び「障害者総合支援法」の改正、令和4年に「児童福祉法」の改正などを行い、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し支え合い、共に生きる共生社会の実現を目指しています。

このたび、第3次結城市障害者プランに内包した「第6期結城市障害福祉計画」及び「第2期結城市障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、本市の障害者・障害児施策を引き続き計画的に推進していくために、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、新たに令和6年度を初年度とする「第7期結城市障害福祉計画」、「第3期結城市障害児福祉計画」を策定いたしました。

今後、この計画に盛り込んだ障害福祉施策を市民の皆様やサービス提供事業所、関係機関等と連携しながら推進してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にご尽力いただきました「結城市地域自立支援協議会」の委員の皆様に心より感謝申し上げます。

令和6年3月

結城市長 小林 栄

目 次

第1章 計画の策定にあたって（計画の概要）	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の対象	2
5 計画策定の体制等	2
6 国が見直した基本指針の主なポイント	2
第2章 障害のある人を取り巻く現状等	3
各種統計等の状況	3
第3章 成果目標（数値目標）	7
1 施設入所者の地域生活への移行	7
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
3 地域生活支援拠点等の整備	8
4 福祉施設から一般就労への移行等	9
5 障害児支援の提供体制の整備等	10
6 相談支援体制の充実・強化等	11
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための 取り組みに関する体制の構築	11
第4章 障害福祉サービスの見込量と確保策	12
1 障害福祉サービスの体系	12
2 「自立支援給付」のサービス量の見込みと確保	13
3 相談支援のサービス量の見込みと確保	25
4 障害のある子どもへの支援	27
5 地域生活支援事業	31
6 地域生活支援促進事業	41
付 属 資 料	
資料1 結城市地域自立支援協議会設置要項	42
資料2 結城市地域自立支援協議会委員名簿	44



第1章 計画策定にあたって（計画の概要）

1 計画策定の目的

現行の第6期結城市障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の計画期間が令和5年度をもって期間満了となることから、国から示された基本指針に基づき次期計画を策定するものです。

本計画は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保及び、その他自立支援給付等及び地域生活支援事業等の円滑な実施を確保することを目的として策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」である「第3期結城市障害者計画」を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20「市町村障害児福祉計画」として策定します。

3 計画の期間

- 「結城市障害者計画（第3期）」は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間として策定します。
- 「結城市障害福祉計画（第7期）」と「結城市障害児福祉計画（第3期）」は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定します。

計画名 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
結城市障害者プラン	第3次					第4次						
結城市障害者計画	第3期 (令和3～8年度)					第4期						
結城市障害福祉計画	第6期		第7期 (令和6～8年度)			第8期		第9期				
結城市障害児福祉計画	第2期		第3期 (令和6～8年度)			第4期		第5期				

4 計画の対象

- 本計画の対象者は、障害者基本法の定義に従い、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害や難病（指定難病）等のために継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人」とします。
- 障害のある人を社会全体で支え合うという主旨から、すべての市民、関係機関を計画の対象に含めるものとします。

5 計画策定の体制等

- 計画策定にあたっては、学識経験者、保健・医療関係者、教育関係者、障害者団体関係者、障害福祉サービス提供事業者、当事者等で構成する「結城市地域自立支援協議会」において、計画内容について検討しました。
- 市ホームページなどにおいて、計画案を公表し、市民の考えや意見を聴く「パブリックコメント」を実施しました。

6 国が見直した基本指針の主なポイント

- ①入所等から地域移行への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児サービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化



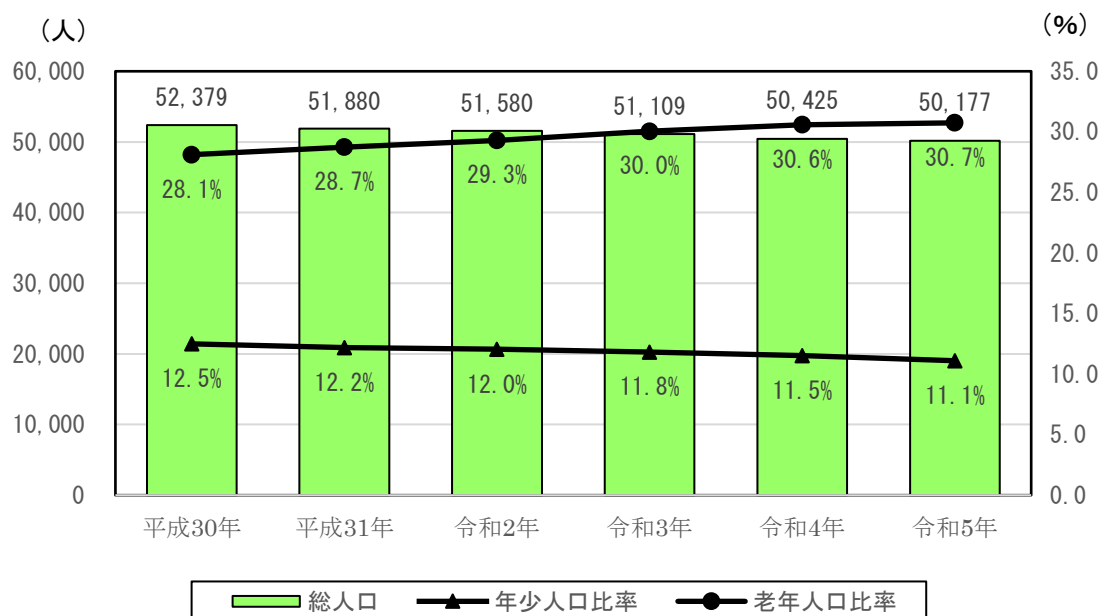
第2章 障害のある人を取り巻く現状等

各種統計等の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、毎年微減が続いており、令和5年は50,177人となっています。年少人口（0歳～14歳）も年々微減が続き、令和5年には11.1%となっています。

一方、老年人口（65歳以上）比率は年々上昇を続けており、令和5年では30.7%に達しており、ほぼ3割の人が高齢者となっています。



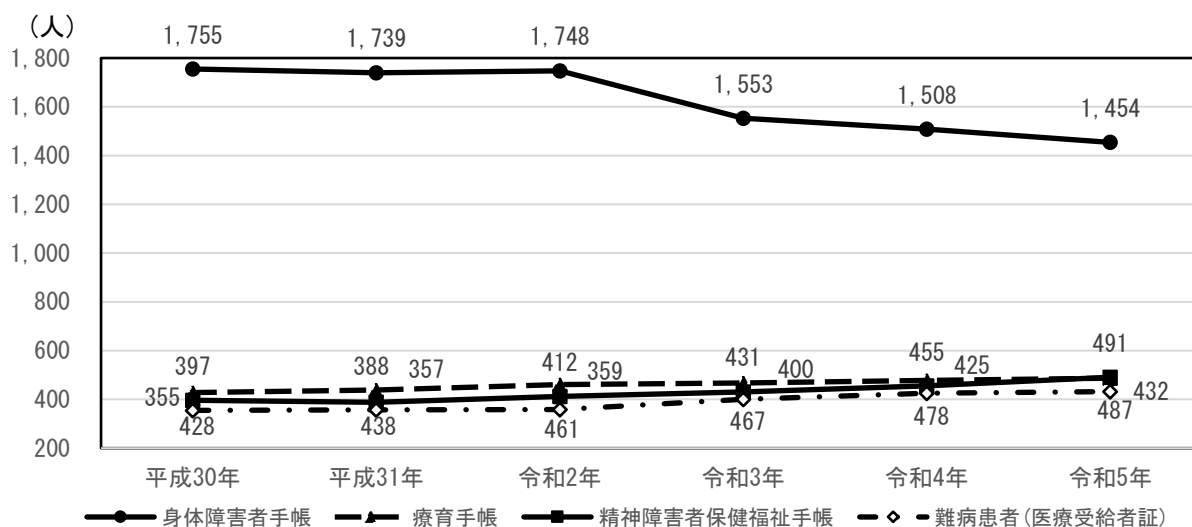
※各年4月1日現在

資料：結城市の福祉

(2) 障害のある人の状況（手帳所持者等）

①全体状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の合計は令和5年で2,432人となり、近年は減少が続いていますが、精神手帳を所持している人の数は、平成30年の397人から令和5年の491人へと、1.23倍になり大きく増加しています。

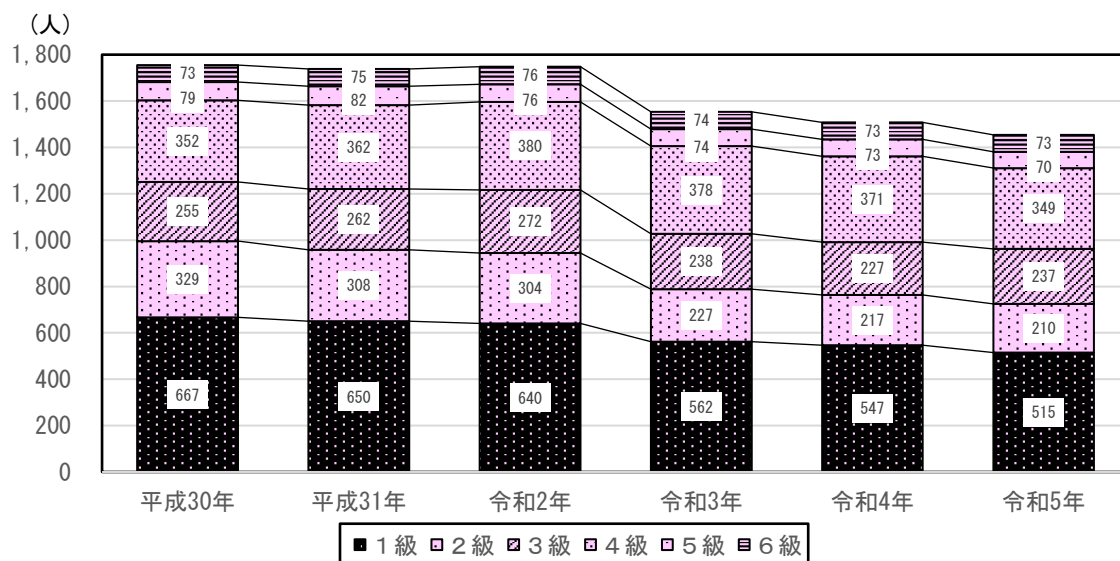


※各年4月1日現在

資料：結城市の福祉

②身体障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者数の推移については、全体的に減少の傾向となっています。等級別にみると、令和5年で「1級」が最も多く515人、次いで「4級」が多く349人となっています。

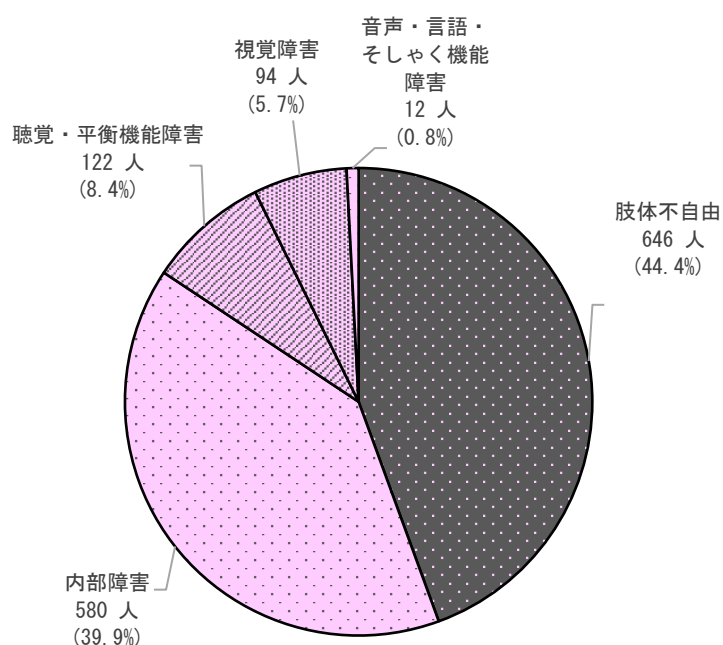


※各年4月1日現在

資料：結城市の福祉

身体障害手帳所持者を障害種別でみると、令和5年は「肢体不自由」が最も多く646人（44.4%）、次いで「内部障害」が580人（39.3%）、「聴覚・平衡機能障害」122人（8.4%）が続いています。

年齢区分別でみると、全体的に18歳以上の方が大部分を占めています。



※令和5年4月1日現在

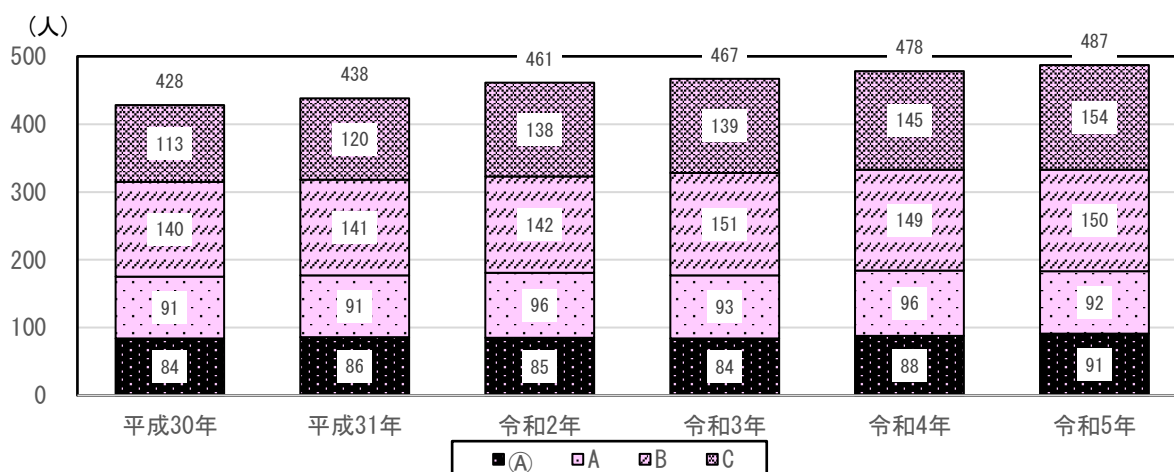
単位：人

	合計
視覚障害	94
18歳未満	0
18歳以上	94
聴覚・平衡機能障害	122
18歳未満	2
18歳以上	120
音声・言語・そしゃく機能障害	12
18歳未満	0
18歳以上	12
肢体不自由	646
18歳未満	14
18歳以上	632
内部障害	580
18歳未満	4
18歳以上	576
合計	1,454
18歳未満	20
18歳以上	1,434

資料：結城市の福祉

③知的障害のある人の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、平成30年の428人から令和5年は487人と約1.13倍の人数へと増加しており、特に「C」判定（軽度）の方が大きく増加しています。

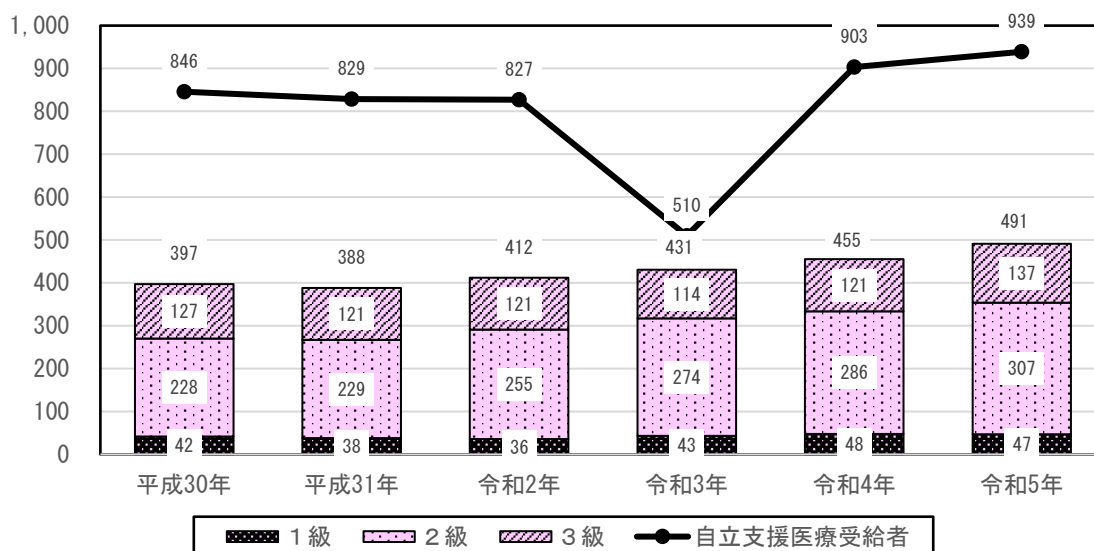


※各年4月1日現在

資料：結城市の福祉

④精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、近年はほぼすべての等級で年々増加しており、全体として平成30年の397人から令和5年の491人と約1.23倍へと増加しています。また、「自立支援医療（精神通院医療）」受給者も増加傾向にあり、平成30年の846人から令和5年の939人へと、約1.1倍に増加しています。



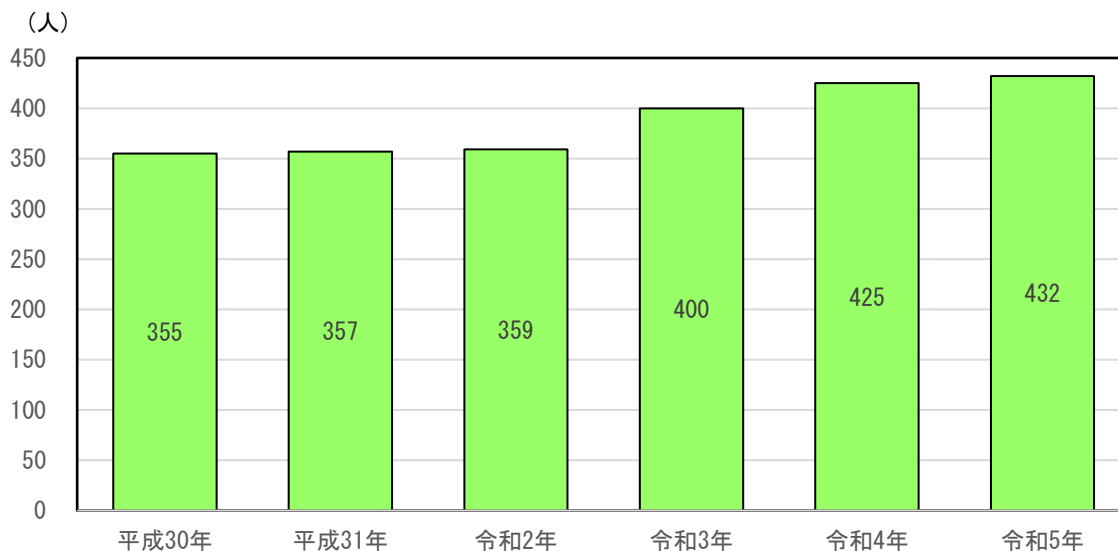
※各年4月1日現在

資料：結城市の福祉

※令和3年度については、新型コロナウイルスの影響で前年に受給者証の有効期間を1年間自動延長する措置が取られたため、受給者の数は少なくなっています。

⑤難病患者(医療受給者証所持者)の状況

難病の人のうち「医療受給者証」を所持している人の数は、平成30年の355人から令和5年の432人へと、約1.21倍に増加しています。



※各年4月1日現在



第3章 成果目標（数値目標）

本計画の推進にあたり、国の指針の内容に準じて、本市における令和8年度末までの成果目標を定めます。

（１） 施設入所者の地域生活への移行

◆国「基本指針」の内容

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

◆市の目標値（国の成果目標に基づく）

・令和4年度末の施設入所者数	61人
・令和8年度末の地域生活移行者数	4人
・令和8年度末の施設入所者数	58人

■市の考え方

現在、グループホーム等の障害福祉サービスの機能強化や地域生活支援拠点等の整備等により、「障害の重度化・高齢化」に対応しており、さらなる推進のため地域生活移行者数を令和4年度末の施設入所者数61人から4人（6.5%）、施設入所者数を3人（5%）の削減として、地域移行を推進していきます。

（２） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆国「基本指針」の内容

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3ヵ月後68.9%以上、6ヵ月後84.5%以上、1年後91.0%以上

◆市の目標値（国の成果目標に基づく）

・令和4年6月30日時点の1年以上入院者数 ※	53人
・令和8年6月30日時点の1年以上入院者数	49人
・令和8年度末の保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回

※地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース（ReMHRAD）抽出データより

■市の考え方

毎年1名の退院を目標とし、令和8年6月30日時点には令和4年6月30日時点から4人減の49人としました。

今後は、保健・医療・福祉関係者による「協議の場」において、通院を継続できる支援及び入院中から退院後の生活を見据えた地域の居住の場の確保や、支援者を対象にした研修等の実施により、地域の支援の充実に努めます。

（3）地域生活支援拠点等の整備

◆国「基本指針」の内容

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急期の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

◆市の目標値（国の成果目標に基づく）

・令和8年度末の地域生活支援拠点の設置個所数	10箇所
・令和8年度末のコーディネーター配置人数	9人
・令和8年度末の運営状況検証及び検討の回数	1回
・強度行動障害を有する障害者状況や支援ニーズの把握の実施	実施

■市の考え方

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、本市において地域生活支援拠点の整備を令和5年度に開始しました。今後は市基幹相談支援センターを相談機能の中核として位置づけ、市内関係機関と連携して面的整備法で機能の充実と、障害者の登録を進めていきます。事業の進捗状況は、市地域自立支援協議会において検証・検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

◆国「基本指針」の内容

- ・一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍以上・就労定着支援事業利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

◆市の目標値（国の成果目標に基づく）

・令和3年度末の一般就労移行者数	6人
・令和8年度末の一般就労移行者数	8人
・令和3年度末の就労定着支援事業利用者数	0人
・令和8年度末の就労定着支援事業利用者数	1人

■市の考え方

令和8年度において就労移行支援事業所等から一般就労に移行する人数を、令和3年度実績の約1.28倍の8人に、また就労定着支援事業の令和3年度末の利用実績はありませんが、今後の利用を1人と見込み目標値を定めます。

国の基本方針では、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業の利用者の一般就労への移行を推進することとしています。本市においても、この方針に基づき、一般就労への移行を推進するための取組を関係機関と連携して推進していきます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

◆国「基本指針」の内容

- ・ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・ 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・ 重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村または圏域に1か所以上
- ・ 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

◆市の目標値（令和8年度末）

・ 児童発達支援センターの設置	検討
・ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築	整備
・ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
・ 重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所	設置
・ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置

■市の考え方

適切な障害児支援のため、保健医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化を図るとともに、児童発達支援センターの設置について検討します。また、医療的ケア児コーディネーター等の人材育成や確保、協議の場を構築し、重症心身障害児や医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう推進していきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

◆国「基本指針」の内容

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

◆市の目標値（令和8年度末）

・ 障害者相談支援事業	実施
・ 地域自立支援協議会	設置
・ 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施
・ 基幹相談支援センター	設置

■市の考え方

令和3年度に市基幹相談支援センター（直営）を設置しており、地域の相談支援事業者の人材育成、関係機関との連携強化を図ります。

市地域自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域における課題を抽出し、課題解決に向けて地域のサービスの開発・改善に取り組みます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する体制の構築

◆国「基本指針」の内容

各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上させるための体制を構築

◆市の目標値（令和8年度末）

障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築する	実施
--	----

■市の考え方

県による障害福祉サービス等に係る研修等の参加、実地指導の適正な実施による事業者及び市職員の質の向上に取り組みます。



第4章 障害福祉サービスの見込量と確保策

1 障害福祉サービスの体系

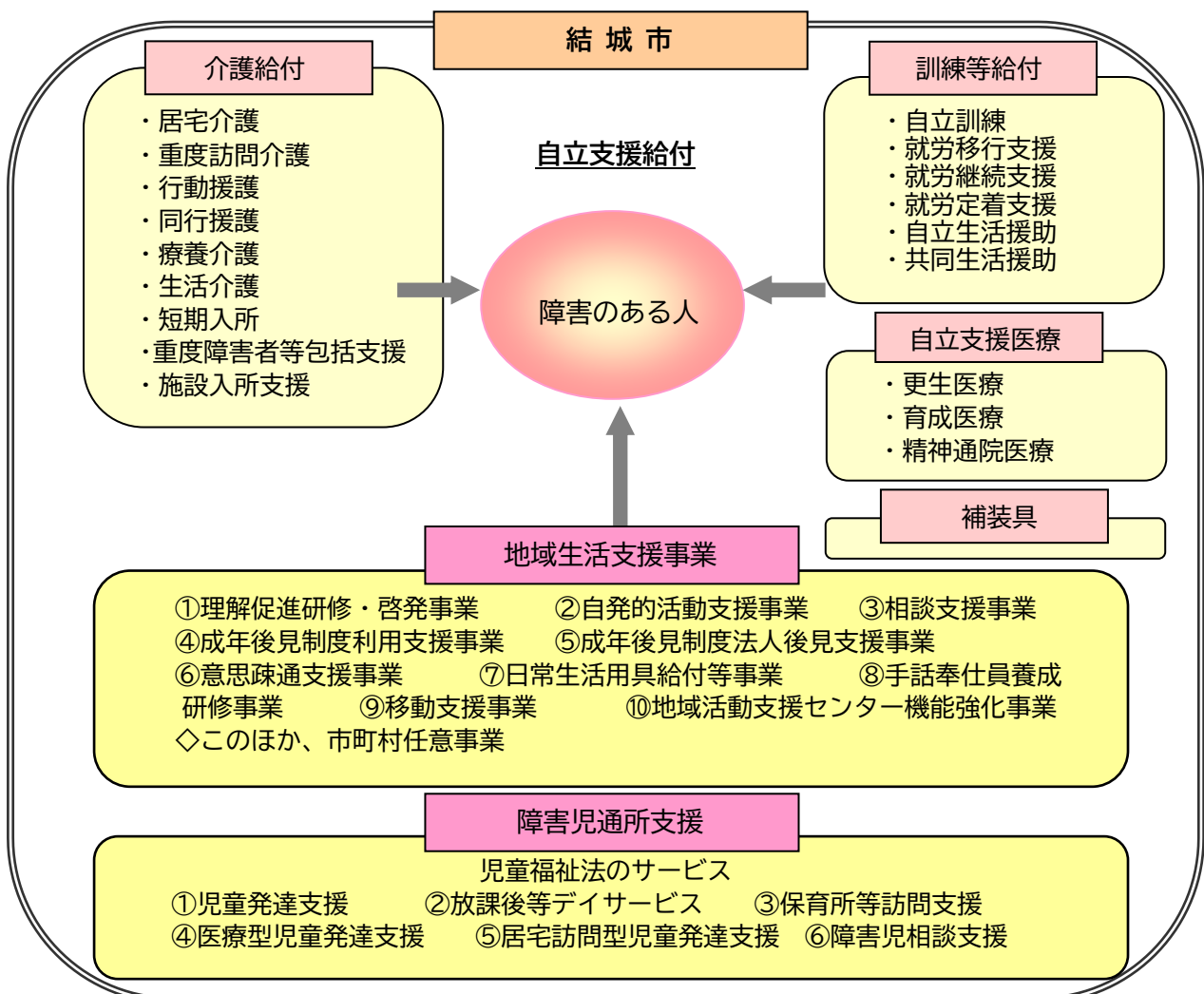
障害福祉サービスは、「自立支援給付（事業）」と「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、障害支援区分が一定以上の人に生活または療育上の介護等を行う「介護給付」や、身体機能や生活面、就労の訓練を行う「訓練等給付」、医療費助成の「自立支援医療」、障害のある人の失われた機能を補完する「補装具」の購入や修理を助成する補装具給付があります。

「地域生活支援事業」は、地域の特性や利用者の状況に応じたサービス事業や、「成年後見制度」利用、障害のある人等への理解を深める研修・啓発事業などを実施します。

他に、地域生活への移行や定着のための相談支援、及びサービス利用のための計画相談を行う「相談支援給付」があります。

また、障害のある子どもの通所サービスは、平成 24 年 4 月の児童福祉法等の改正により、新たに「障害児通所支援」としてサービス体系が再編され、「障害児通所給付」として位置づけられています。



2 「自立支援給付」のサービス量の見込みと確保

(1) 訪問系サービス

「訪問系サービス」は、在宅で利用するサービスで、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の5種類のサービスです。

① 居宅介護

対 象 者	実 施 内 容
障害のある人 （「障害支援区分1」以上）	障害のある人の自宅へホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事などの身体介護、洗濯・掃除などの家事援助を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

居宅介護		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数 （人）	実績値	57	55	54	57	59	61
	計画値	5.1	5.3	5.5			
延べ利用時間 （時間）	実績値	747	715	702	741	767	793
	計画値	78.7	81.7	84.7			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

居宅介護の利用についてほぼ横ばいである。市内及び市外の訪問系サービス事業所を利用しておりサービスは確保できていることから、これまでの利用者数の伸びと障害のある人の増加を勘案して設定しています。

② 重度訪問介護

対 象 者	実 施 内 容
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人 及び重度の知的、精神障害者で行動障害がある人 （「障害支援区分4」以上）	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動中の介護などを総合的に行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

重度訪問介護		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	実績値	1	1	2	3	3	3
	計画値	2	2	2			
延べ利用時間 (時間)	実績値	26	23	50	75	75	75
	計画値	30	30	30			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

重度訪問介護の利用については1～2人で推移しています。在宅重度障害者は少なく利用も少ない現状にあることから、今後も現在の利用者及び増加分1人を見込みました。

③ 同行援護

対 象 者	実 施 内 容
重度の視覚障害があり、移動に著しい困難がある人	外出時に同行して、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）、移動の援護等の外出の支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

同行援護		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	実績値	5	5	7	7	7	7
	計画値	7	8	9			
延べ利用時間 (時間)	実績値	32	48	42	42	42	42
	計画値	93	106	119			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

利用者が固定傾向にあり利用者数の実績はほぼ横ばいであり、今後も同様に利用を継続すると見込みました。視覚障害者の外出の機会が増え、地域の中での生活が充実できるよう支援していきます。

④ 行動援護

対 象 者	実 施 内 容
知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人（「障害支援区分3」以上）	外出時の移動支援や危険回避のための支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

行動援護		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	実績値	0	0	0	1	1	1
	計画値	2	3	3			
延べ利用時間 (時間)	実績値	0	0	0	2	2	2
	計画値	1	2	2			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

行動援護サービスについて利用実績はありませんでしたが、今後、利用者ニーズがあると考えられるため1人分の利用を見込みました。知的障害者や精神障害者が利用できるよう広く周知していきます。

⑤ 重度障害者等包括支援

対 象 者	実 施 内 容
常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人（障害支援区分6）で、意思疎通が困難な人	必要な障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・短期入所・生活介護・共同生活援助など）を包括的に提供します。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

重度障害者等包括支援		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	実績値	0	0	0	1	1	1
	計画値	1	1	1			
延べ利用時間 (時間)	実績値	0	0	0	4	4	4
	計画値	16	16	16			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

利用実績はありませんでしたが、今後も、重度障害のある人による1人分の利用を継続して見込みました。障害支援区分6かつ意思の疎通が困難な人が対象となるサービスであるため、利用できるよう広く周知する必要があります。

(2) 日中活動系サービス

「日中活動系サービス」は、通所や施設等における昼間の活動を支援するサービスのことで、介護給付と訓練等給付に区分されます。介護給付には「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」があり、訓練等給付には「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「就労定着支援」があります。

① 生活介護

対 象 者	実 施 内 容
常に介護を必要とする人 ・ 49 歳以下の場合は「障害支援区分3」以上 ・ 50 歳以上の場合は「障害支援区分2」以上	サービス提供福祉施設で食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援、創作的活動などの機会を提供します。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

生活介護		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	実績値	116	120	119	122	125	128
	計画値	104	106	108			
延べ利用者数 (人)	実績値	1,333	1,318	1,919	1,952	2,000	2,048
	計画値	2,080	2,120	2,160			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

生活介護については年々増加傾向であることから、今後も利用者及び利用量とも増加すると見込みました。希望する方が利用できるよう、今後も体制整備に努めていきます。

② 自立訓練（機能訓練）

対 象 者	実 施 内 容
身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障害のある人または難病等対象者	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援などを行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

自立訓練 （機能訓練）		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数 （人）	実績値	1	0	0	1	1	1
	計画値	1	2	3			
延べ利用者数 （人）	実績値	12	0	0	15	15	15
	計画値	12	14	36			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

利用実績は利用者が少ない現状ですが、日常生活支援と社会参加の促進のため、今後、1人の利用を見込みました。広くサービス利用への周知を図るとともに、希望の方が利用できるよう、今後も体制整備に努めていきます。

③ 自立訓練（生活訓練）

対 象 者	実 施 内 容
施設、通所、居宅において生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営むため必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事などの日常の生活能力を向上させるために必要な訓練や相談支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

自立訓練 （生活訓練）		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数 （人）	実績値	2	1	3	4	4	4
	計画値	10	12	14			
延べ利用者数 （人）	実績値	4	6	60	80	80	80
	計画値	160	192	224			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

実績は利用者が少ない現状ですが、今後は、施設入所者及び入院中の精神障害のある人の地域生活への移行を促進していく観点から1人分増加を見込みました

④ 就労移行支援

対 象 者	実 施 内 容
一般就労などを希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じて、適性に合った職場への就労などが見込まれる 65 歳未満の人	一般企業などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

就労移行支援		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	実績値	17	13	4	5	6	7
	計画値	13	13	13			
延べ利用者数 (人)	実績値	76	60	72	90	108	126
	計画値	247	247	247			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

利用者は減少状態ですが、国の基本方針を踏まえ、今後の利用は増加すると見込みました。今後も「障害者就業・生活支援センター」など関係機関と連携し、就労支援に努めます。

⑤ 就労継続支援（A型）

対 象 者	実 施 内 容
就労機会の提供を通じて生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な 65 歳未満の人	通常の事業所に雇用されることが困難な人に雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

就労継続支援 (A型)		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数 (人)	実績値	47	49	44	50	56	62
	計画値	31	32	33			
延べ利用者数 (人)	実績値	411	473	704	800	896	992
	計画値	620	640	660			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

延べ利用人数が増加しています。就労の場としての「就労継続支援A型」事業所のニーズも高まって、今後も増加すると見込みました。円滑にサービス利用ができるよう、事業所の情報提供の充実を図ります。

⑥ 就労継続支援（B型）

対 象 者	実 施 内 容
就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用につくばない人や一定年齢に達している人で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

就労継続支援 (B型)		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数 (人)	実績値	169	179	160	180	200	220
	計画値	132	137	142			
延べ利用者数 (人)	実績値	1,730	1,803	2,400	2,700	3,000	3,300
	計画値	2,508	2,603	2,698			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

利用者及び利用量が急増しており、実利用者数は毎年 20 人程度が増加すると見込みました。延べ利用者数は令和 5 年度の利用実績見込における 1 人あたりの延べ月平均利用数 15 を乗じた数を見込みました。

⑦ 就労定着支援

対 象 者	実 施 内 容
就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行した障害のある人	就労に伴う環境変化により生活リズムや体調を崩す等の生活面の課題に対応するため、企業・関係機関・家族等との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。

■実績とサービス見込量（1 か月あたり）

就労定着支援		第 6 期計画実績			第 7 期計画見込み		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実利用者数 (人)	実績値	0	0	0	1	1	1
	計画値	1	1	1			
延べ利用者数 (人)	実績値	0	0	0	1	1	1
	計画値	1	1	1			

※令和 5 年度は見込値。

■市の考え方

利用実績はありませんが、障害のある人の就労には重要な事業であるため、今後 1 人の利用を見込みました。

⑧ 療養介護

対 象 者	実 施 内 容
医療が必要で、常に介護を必要とする人 ・ A L S 患者など人工呼吸器による呼吸管理を行っており、「障害支援区分 6」の人 ・ 筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で「障害支援区分 5」以上の人	病院において医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつなどの介護、日常生活上の支援などを行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

療養介護		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	実績値	4	4	3	4	4	4
	計画値	4	4	5			
延べ利用者数 (人)	実績値	48	47	36	48	48	48
	計画値	122	122	150			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

療養介護の利用者数はほぼ横ばいとなっており、現在の利用者数及び増加分1人を見込みました。

⑨ 短期入所(ショートステイ) (福祉型)

対 象 者	実 施 内 容
居宅で介護を行う人が病気などで一時的に介護ができないために短期間の入所を必要とする人（「障害支援区分1」以上）	障害者支援施設やその他の施設において、短期間の入所の中で、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

短期入所 (福祉型)		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	実績値	36	30	14	17	23	29
	計画値	22	24	26			
延べ利用者数 (人)	実績値	164	155	140	170	230	290
	計画値	132	144	156			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

利用者数は減少傾向ですが、今後は地域生活支援拠点機能により増加していくと見込みました。

⑩短期入所(ショートステイ)(医療型)

対 象 者	実 施 内 容
居宅で介護を行う人が病気などで一時的に介護ができないために、医療機関において支援を必要とする人(療養介護対象者、重症心身障害児)	医療機関において短期間の中で、入浴・排せつ・食事などの介護やその他必要な支援を行います。

■実績とサービス見込量(1か月あたり)

短期入所 (医療型)		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数 (人)	実績値	0	0	0	1	1	1
	計画値	0	0	1			
延べ利用者数 (人)	実績値	0	0	0	12	12	12
	計画値	0	0	12			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

利用実績はありませんでしたが、今後、1人分の利用を見込みました。

(3) 居住系(居住支援・施設系) サービス

居住系サービスには、第5期計画期間から新たに創設された「自立生活援助」と介護給付の「施設入所支援」、訓練等給付の「共同生活援助」があります。

① 自立生活援助

対 象 者	実 施 内 容
「施設入所支援」や「共同生活援助」を利用している障害のある人で、一人暮らしを希望する人	地域生活に必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や電話等による随時の対応による相談・助言等の必要な支援を行います。

■実績とサービス見込量(1か月あたり)

自立生活援助		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数 (人)	実績値	0	0	0	1	1	1
	計画値	1	1	1			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

利用実績はありませんが、今後、地域移行により利用ニーズがあると1人の利用を見込みました。

② 共同生活援助(グループホーム)

対 象 者	実 施 内 容
就労または就労継続支援などの日中活動の場を利用している障害のある人	共同生活を営むべき住居において、主として夜間に、入浴・排せつまたは食事の介護その他必要な日常生活上の支援や相談を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

共同生活援助		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	実績値	86	89	97	102	107	113
	計画値	76	79	82			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

市内に事業所が新設されたことにより利用者は増加しています。また、福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行を促進することから、今後も増加すると見込みました。利用者が本人の障害の状況等に合った事業者を選択できるよう、連携を図っていきます。

③ 施設入所支援

対 象 者	実 施 内 容
- 生活介護利用者のうち、「障害支援区分4」以上の人（50歳以上の場合は、「障害支援区分3」以上） - 自立訓練または、就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等実施が必要・効果的であると認められた人または通所することが困難な人	施設に入所する障害者につき、主に夜間において入浴・排せつなどの介護やその他の必要な日常生活上の支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

施設入所支援		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	実績値	58	61	56	55	54	53
	計画値	59	60	54			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

利用者はほぼ横ばいで推移しており、今後は、国の基本指針に基づいて入所者の地域生活への移行を促進し、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要とされる数を見込みました。障害の状況等にあった事業所を選択できるような連携を図っていきます。

（4）補装具費の給付

身体に装着（装用）することで身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される補装具（義肢、車いすなど）の購入費や修理費、貸与への給付を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

補装具費		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	実績値	90	84	85	85	85	85
	計画値	85	85	85			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

利用実績はほぼ横ばい状態で、今後も同じ人数を見込みました。補装具を必要とする身体障害のある人のニーズを的確に把握するとともに、サービスが供給不足にならないよう、提供事業者との円滑な連携を図ります。

3 相談支援のサービス量の見込みと確保

(1) 計画相談支援

◎ 計画相談支援

対 象 者	実 施 内 容
障害福祉サービスの利用者	障害福祉サービス利用者を対象に、「サービス等利用計画」の作成や事業者等との連絡調整、定期的なモニタリングによる利用状況の検証、計画の見直し等を行います。

■実績とサービス見込量（年間）

計画相談支援		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数 (人)	実績値	411	425	436	454	472	490
	計画値	388	398	408			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

各種サービスの利用者数の増加に伴い、今後も同様に増加すると見込みました。
計画相談支援事業の支援体制の整備と併せて、相談支援専門員の質の向上を推進します。

(2) 地域相談支援

① 地域移行支援

対 象 者	実 施 内 容
福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者で地域生活へ移行する人等	住宅の確保その他、地域生活に移行するための相談などを実施します。

■実績とサービス見込量（年間）

地域移行支援		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数 (人)	実績値	0	0	0	1	1	1
	計画値	1	1	1			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

利用実績はありませんでしたが、毎年度1人の利用を見込みました。サービスの周知・利用を図り、障害のある人の地域生活への移行を促進します。

② 地域定着支援

対 象 者	実 施 内 容
居宅において一人暮らしの障害のある人や、家族の状況等により同居している家族による支援が受けられない障害のある人	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等の相談 その他必要な支援を行います。

■実績とサービス見込量（年間）

地域定着支援		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数 (人)	実績値	0	0	0	1	1	1
	計画値	1	1	1			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

利用実績はありませんでしたが、今後も受け入れ可能な事業所との調整を図りながら毎年度1人の利用を見込み、障害のある人の地域生活への定着を促進します。

4 障害のある子どもへの支援

第5期障害福祉計画期間から、新たに「障害児福祉計画」も定めることが義務づけられました。

本市では、改正法施行前から児童福祉法に基づくサービスを実施してきましたが、「共生社会」の形成を促進し、教育・保育等とも連携して、乳幼児期から日常生活の支援が必要な子どもたちへのサービスの確保に努めていきます。

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

対 象 者	実 施 内 容
心身に障害または発達の遅れがある未就学児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

児童発達支援		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数 (人)	実績値	77	82	78	86	94	102
	計画値	51	52	53			
延べ利用者数 (人)	実績値	625	796	546	602	658	714
	計画値	232	254	278			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

市内のサービス提供事業者が増加し、利用者・利用量が急増したことから、今後とも同様に増加すると見込みました。

② 放課後等デイサービス

対 象 者	実 施 内 容
心身に障害または発達の遅れがあり、学校教育法第1条に規定する学校に就学し、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害のある児童	生活能力の向上のために必要な訓練、地域や社会との交流促進を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

放課後等デイサービス		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	実績値	130	142	154	168	182	196
	計画値	84	88	92			
延べ利用者数 (人)	実績値	2,025	2,112	1,594	1,680	1,820	1,960
	計画値	1,164	1,179	1,194			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

市内のサービス提供事業者が増加したことなどから、利用者・利用量が急増しており、今後も同様に増加すると見込みました。

③ 保育所等訪問支援

対 象 者	実 施 内 容
保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定子ども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設(放課後児童クラブ等)に通う障害児であって、専門的な支援が必要と認められた障害児	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

保育所等訪問支援		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	実績値	2	4	1	4	4	4
	計画値	3	3	3			
延べ利用者数 (人)	実績値	7	8	2	8	8	8
	計画値	3	3	3			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

利用者はほぼ横ばい状態ですが、今後も利用ニーズがあると考えられるため、4人分を見込みました。集団生活への適応のための専門的な支援や必要な支援を行います。

④ 居宅訪問型児童発達支援

対 象 者	実 施 内 容
重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児	障害児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

居宅訪問型児童発達支援		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	実績値	1	1	0	1	1	1
	計画値	1	1	1			
延べ利用者数 (人)	実績値	3	1	0	1	1	1
	計画値	1	1	1			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

令和5年度の利用はありませんが、外出が著しく困難な重度障害児の居宅を訪問しての指導は重要な事業であり、毎年度1人の利用があると見込みました。

⑤ 医療型児童発達支援

対 象 者	実 施 内 容
肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要であると認められた児童	理学療法等の機能訓練または医学的管理下での「児童発達支援」及び治療を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

医療型児童発達支援		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	実績値	0	0	0	1	1	1
	計画値	1	1	1			
延べ利用者数 (人)	実績値	0	0	0	1	1	1
	計画値	1	1	1			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

利用実績はありませんが、今後、1人分の利用を見込みました。

(2) 障害児相談支援

◎障害児相談支援

対 象 者	実 施 内 容
障害児通所支援の利用者	「障害児支援計画」の作成や事業者等との連絡調整、定期的なモニタリングにより、利用状況の検証、計画の見直し等を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

障害児相談支援		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数 (人)	実績値	199	209	190	198	206	214
	計画値	183	186	189			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

利用者が大きく増加しており、今後も同様に増加が続くと見込みました。

5 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障害のある人及び障害のある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に対応することにより、効果的・効率的に実施する事業です。障害福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことを目的としています。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁（社会のかべ）」を無くすため、市民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■実績と実施見込み

理解促進研修 ・啓発事業		第 6 期計画実績			第 7 期計画見込み		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施状況	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■市の考え方

今後も効果的な啓発活動を検討しながら、障害への理解を深めることで「社会的壁」の除去及び共生社会の実現に向けた取組みを実施していきます。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人・その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア活動等）を支援します。

■実績と実施見込み

自発的活動支援事業		第 6 期計画実績			第 7 期計画見込み		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施状況	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■市の考え方

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する事業の一環として、障害者やその家族が互いの悩みを共有することや情報交換できる交流活動の支援、スポーツ大会への参加に対する補助等、社会復帰活動の支援を継続して実施していきます。

(3) 相談支援事業

障害のある人や介護者、保護者等からの相談に応じて、必要な情報提供や助言、福祉サービス利用の支援、関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助等を総合的に行います。

◎相談支援事業

事業	内容
障害者相談支援事業	障害福祉に関する問題について障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援など、支援を行います。また、障害者虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行います。
協議会 (地域自立支援協議会)	地域における障害のある人等を支えるネットワークの構築・強化の中核的役割を果たします。
基幹相談支援センター等機能強化事業	「基幹相談支援センター」や市の相談窓口の機能強化を図るため、専門職員を配置します。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害の種別や各種ニーズに対応する①総合相談・専門相談、②権利擁護・虐待防止、③地域移行・地域定着の促進、④地域の相談支援体制の強化への取組み等を行います。

■実績と実施見込み

相談支援事業		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
地域自立支援協議会	実績	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター	実績	設置	設置	設置	設置	設置	設置

■市の考え方

「結城市地域自立支援協議会」活動の充実を図るとともに、本市直営で「基幹相談支援センター」を令和3年度に開設し、今後も相談支援体制の充実を推進します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害または精神障害があり、成年後見制度の利用に必要な費用を負担することが困難である者に対し、費用（成年後見制度の申し立てに要する経費〔登記手数料、鑑定費用等〕及び後見人等の報酬等）の全部または一部を補助する事業です。

■実績とサービス見込量（年間）

成年後見制度 利用支援事業		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施状況 (人)	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績値	1	3	3			
	計画値	3	3	3	4	4	4

※令和5年度の実績は見込値。

■市の考え方

相談につながっても申立費用や報酬など手間がかかり利用に至らない場合が多いため、制度についての情報共有に努めるとともに、必要な人が円滑に利用できるよう支援し、障害にある人の権利擁護を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を構築するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の研修や活動を支援します。

■実績と実施見込み

成年後見制度 法人後見支援事業		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施状況	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■市の考え方

法人後見の必要性について内部で協議を実施してきます。高齢化等に伴い利用者の増加が見込まれるが、後見人の担い手数は限られており不足すると想定されるため、担い手の確保が必要です。今後、委託を想定する機関と検討を進めていきます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

意思疎通支援事業		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	実績値	10	8	8	9	9	9
	計画値	9	9	10			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

「(一般社団法人) 茨城県聴覚障害者協会」に委託し利用申込者へ手話通訳者、要約筆記者を派遣しています。利用者が固定傾向にあるため、今後も広くサービス利用への周知を図ることにより、利用者1人分の増加を見込みました。

(7) 日常生活用具給付等事業

障害のある人の日常生活を容易にするため、日常生活用具、住宅改修費などの給付を行います。

項 目	内 容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障害のある人の身体介護を支援する用具、障害のある子どもが訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障害のある人の在宅療養などを支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人口咽頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援するための用具を給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ（ストーマ）用装具など、障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の居宅における円滑な生活動作などを図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

■実績とサービス見込量（年間）

日常生活用具給付等事業		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護訓練支援用具 (件)	実績値	3	0	2	8	8	8
	計画値	8	8	8			
自立生活支援用具 (件)	実績値	14	11	0	15	15	15
	計画値	15	15	15			
在宅療養等支援用具 (件)	実績値	3	5	2	6	6	6
	計画値	6	6	6			
情報・意思疎通支援 用具(件)	実績値	6	7	4	10	10	10
	計画値	10	10	10			
排せつ管理支援用具 (件)	実績値	1,351	1,310	1,660	1,500	1,550	1,600
	計画値	1,400	1,450	1,500			
居宅生活動作補助 用具(件)	実績値	1	1	0	6	6	6
	計画値	6	6	6			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

「排せつ管理支援用具」は、給付実績が年々増加する傾向にあり今後も増加していくと見込みました。その他の用具については横ばい傾向にあります。このサービスを必要とする障害のある人が適切に利用できるよう、対象者への情報提供に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通に障害のある人の支援のため、ボランティアや手話通訳者を養成する講習会を開催するものです。

■実績と実施見込み（年間）

手話奉仕員養成研修事業		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数 (人)	実績値	20	20	20	30	30	30
	計画値	38	40	40			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

養成講習修了者実績は横ばい傾向ですが、10人分の増加を見込みました。継続して事業を実施し、講習修了者の増加と奉仕員登録者の質の向上を図ります。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な人を対象に、自立生活及び社会参加を促進するため必要な外出や余暇活動などへの外出を支援します。

■実績とサービス見込量（年間）

移動支援事業		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
委託事業所数 (か所)	実績値	13	13	13	14	14	14
	計画値	14	14	14			
実利用者数 (人)	実績値	9	7	8	12	12	12
	計画値	11	11	11			
延べ利用時間 (時間)	実績値	269	245	290	400	400	400
	計画値	460	487	516			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

利用者実績は年度ごとに増減がありましたが、今後も広くサービス利用のための周知を図って利用者の増加を見込み、委託事業所については、利用者の利便性を考慮して拡大を図ります。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う「地域活動支援センター」機能を充実・強化します。

■実績とサービス見込量（年間）

地域活動支援センター事業		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内委託事業所数（か所）	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0			
市内実利用者数（人）	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0			
市外委託事業所数（か所）	実績	3	4	3	4	4	4
	計画	4	4	4			
市外実利用者数（人）	実績	4	4	3	6	6	6
	計画	6	6	6			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

令和元年度より、結城市地域活動支援センターが多機能型事業所（「生活介護」、「就労継続支援B型」）に変わったため市外の委託のみとなっています。

利用者が少ない状況で、市外のみ委託であり身近な通所先がないこと、就労継続支援B型の通所者が増加していることが考えられます。今後は、より身近な通いの場の創出を検討するとともに、サービス内容について周知を図ることで利用者が増加すると見込みます。

(11) 日常生活支援事業

◎日常生活支援事業

事業	内容
訪問入浴サービス	自宅で入浴することができない重度の身体障害のある人等に対して、自宅に移動入浴車を派遣し、「訪問入浴サービス」を提供します。
生活訓練等	精神障害のある人のデイケア事業で日常生活上必要な訓練や指導を行います。
日中一時支援	障害のある人の日中における活動の場を確保し家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息支援を行います。
巡回支援専門員整備	発達障害等に関する知識を有する専門員が、子どもやその親が集まる乳幼児健康診査会場等への巡回支援を実施し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

■実績とサービス見込量（年間）

日常生活支援事業		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス (実利用者数:人)	実績	3	4	4	4	4	4
	計画	4	4	4			
生活訓練等 (実利用者数:人)	実績	2	1	3	4	4	4
	計画	5	5	5			
日中一時支援 (実利用者数:人)	実績	30	31	30	30	30	30
	計画	36	37	38			
巡回支援専門員 整備事業 (実施人数:人)	実績	98	89	80	94	94	94
	計画	92	92	92			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

各事業とも実利用者数は横ばい傾向にあります。今後も、サービス内容について周知し、利用及び参加の促進に努めます。

(12) 社会参加促進事業

スポーツや芸術文化活動などを行うことで、障害のある人が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

◎社会参加促進事業

事業	内容
レクリエーション活動等支援	スポーツ・レクリエーション活動を通じて体力増強、交流、余暇活動となるよう、教室を開催します。
芸術文化活動振興	障害のある人の作品展への協力や、芸術活動の発表の場を設けるなどの芸術・文化活動の支援を行います。
点字・声の広報等発行	朗読奉仕員によるサービス、広報を録音した「声の広報」作成や各種資料の点訳を行います。
奉仕員養成研修	視覚障害のある人の意思疎通を支援し、社会参加を促進するため、「朗読奉仕員」を養成します。

■実績と見込量（年間）

社会参加促進事業		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション開催事業 (延べ参加者数:人)	実績	※ 0	※ 0	223	590	590	590
	計画	580	585	589			
芸術・文化講座開催事業 (参加者数:人)	実績	372	425	425	400	400	400
	計画	300	300	300			
朗読奉仕員養成研修事業 (修了者数:人)	実績	19	17	16	30	30	30
	計画	28	29	30			
朗読サービス、 点字・声の広報等	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	計画	実施	実施	実施			

※令和5年度は見込値。

※感染症対策のため中止。

■市の考え方

事業内容について周知し、障害のある人の社会参加活動の促進を図ります。

(13) その他の事業

日常生活上必要な訓練や指導、本人が行う活動を支援することで生活の質の向上を図り、社会復帰を促進します。

◎その他の事業

事業	内容
障害支援区分認定等事務	介護給付費等の支給に関する障害支援区分の審査判定業務として、認定調査及び医師意見書を基にするコンピュータの一次判定と審査委員による二次判定を実施します。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練を利用している人（一定の条件を満たした人）に「更生訓練費」を支給し、社会復帰を促進します。
自動車運転免許取得 自動車改造助成事業	身体障害のある人が就労及び社会参加に伴い自動車運転免許を取得する場合や、交通手段を確保するために自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する必要がある場合に、その費用を補助します。

■実績と見込量（年間）

移動支援事業		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害支援区分認定等事務	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	計画	実施	実施	実施			
更生訓練費給付事業 （実利用者数：人）	実績値	0	0	0	1	1	1
	計画値	1	1	1			
自動車運転免許取得・改造助成事業 （利用件数：件）	実績値	0	2	2	2	2	2
	計画値	2	2	2			

※令和5年度は見込値。

■市の考え方

更生訓練費給付事業は実績がありませんでしたが、今後1人の利用を見込みました。また、自動車運転免許取得・改造助成事業については、令和5年度と同じ件数を見込みました。各事業内容について周知し、利用と参加の促進を図ります。

6 地域生活支援促進事業

(1) 障害者虐待防止対策支援事業

障害のある人への虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係機関、障害福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者または関係団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

■実績と実施見込み

障害者虐待防止 対策支援事業		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施状況	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■市の考え方

障害のある人に対する虐待はその尊厳を侵害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要であるため、今後も事業を推進していきます。

(2) 成年後見制度普及啓発事業

障害のある人の権利擁護を目的とする成年後見制度の利用を促進するため、研修会等を開催して制度についての普及啓発を行います。

■実績と実施見込み

成年後見制度 普及啓発事業		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施状況	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■市の考え方

障害のある人の権利擁護は極めて重要であることから、今後も継続して制度の普及啓発を推進します。



資料 1 結城市地域自立支援協議会設置要項

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項に規定する地域生活支援事業を効果的に実施するために、結城市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1）委託相談支援事業者の運営評価に関すること。
- （2）困難事例の協議及び調整に関すること。
- （3）障害福祉関係機関のネットワーク構築等に関すること。
- （4）障害者福祉に係る社会資源の活用に関すること。
- （5）相談支援機能強化事業の活用に関すること。
- （6）障害者の権利擁護に関すること。
- （7）結城市障害者プランの策定及び推進に関すること。
- （8）その他目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者又は組織の中から、市長が委嘱又は任命する。

- （1）相談支援事業者
- （2）障害福祉サービス事業者
- （3）医療関係者
- （4）保健関係者
- （5）教育関係機関
- （6）雇用関係機関
- （7）企業関係者
- （8）障害者関係団体
- （9）学識経験者
- （10）その他市長が必要と認める者

2 協議会の下部組織として専門部会を設置することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、個人情報等の職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則（平成19年結城市告示32号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年結城市告示169号）

この告示は、平成21年9月15日から施行する。

付 則（平成25年結城市告示64号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年結城市告示168号）

この告示は、平成26年1月1日から施行する。



資料２ 結城市地域自立支援協議会委員名簿

No.	区 分	所属団体等	氏 名
1	相談支援事業者	社会福祉法人 希望会 相談支援事業所あすなろ	佐 藤 由美子
2	障害福祉サービス事業者	社会福祉法人 結城市社会福祉協議会	孝 井 亨 子
3	障害福祉サービス事業者	社会福祉法人 希望会 あすなろ園	岩 丸 正 孝
4	障害福祉サービス事業者	特定非営利活動法人あんびしゃす 放課後等デイサービスちゃれんじ	西 智 也
5	医療関係者	結城市医師会	宮 田 彰
6	保健関係者	茨城県筑西保健所 保健指導課	小 森 久 代
7	教育関係機関	茨城県立結城特別支援学校	坪 松 久美子
8	教育関係機関	結城市立結城小学校	角 田 真 弓
9	雇用関係機関	筑西公共職業安定所	川 面 高 志
10	企業関係者	北つくば農業協同組合	水 越 教 生
11	障害者関係団体	結城市心身障害児（者） 父母の会	菅 谷 久美子
12	学識経験者	茨城司法書士会	菊 池 和 代
13	学識経験者	茨城大学	大 野 真 裕
14	その他市長が必要と 認める者		鈴 木 直 美
15	その他市長が必要と 認める者	結城市民生委員児童委員協議会	市 川 敏 男

結城市障害福祉計画（第7期）

結城市障害児福祉計画（第3期）

発行年月　：　令和6年3月

企画・編集　：　結城市　保健福祉部　社会福祉課
〒307-8501

茨城県結城市中央町二丁目3番地

電　　話　（0296） 32-1111（代表）

F　A　X　（0296） 33-6628

ホームページ　<https://www.city.yuki.lg.jp>